

九月中に現金で支拂つた生活費を指定の項目に分類して記入して下さい。尙参考の爲めに九月中の現金支出總額及生活費を差引した其の他の費額をも附記して下さい。本欄記入には特に左の點を注意して下さい。

(イ) 九月中に實際に現金を支拂つた額を記入するので、八月以前分でも九月に支出し、又は九月分でも翌月以後に支拂ふものは除かれます。手附金等の支出も之に準じます。

(ロ) 現金支出のみの調べですから贈與や自家生産製品の代價は受入支出共記入に及びません。

(ニ) 育児費中の牛乳代間食代は食費中の其他に、身の廻り品代は被服費中に、玩具代以下其他迄は本欄中の其他に含めて記入し、更に其の内譯を(三)育児費欄に細分記入して下さい。

(三) 現金支出には貯金預入、貸金、借金返済や同居子女にやつた小遣錢等他に支出しないものは含めないで下さい。

住居費 「家賃」には借家借間の場合の月額家賃間代を記入して下さい。「其他」には地代住居の修繕費(家屋は勿論住宅内の手入、修繕代、障子、襖紙、硝子、塵替費等)や水道料、井戸の入費、家具、什器及設備費等を含みます。

食費 「米麥費」には米麥の外之に代用配給せらる馬鈴薯、甘藷、ウドン、パン等の代金をも入れて下さい。「其他」には副食物費、調味料、漬物代或は外食費等一切を含みます。育児費中の牛乳代、間食代もはります。

被服費 被服費は「衣料費」と「身の廻り品代」とに區分し、更に之を「大人用」と「子供用」とに區別して記入して下さい。大人用には家庭用をも含め、子供用には、子供専用のものでのみを記入して下さい。被服費中の子供用身の廻り品代は(三)育児費中に再掲して下さい。

「衣料費」には綿代、絲代、仕立代、洗濯料等も含みます。

「身の廻り品代」は(三)育児費の相當欄の説明を参照して下さい。

光熱費 「其他」には石炭、煉炭、亞炭代やマッチ代等の合計を記入して下さい。

(三) 育児費

(一) 一般生活費に記入した支出の中直接子供の養育に費した九月中の現金支出額を書いて下さい。牛乳代、乳製品代も含みますが、大人の飲用した分は除外して下さい。

間食代 食事時以外に給するおやつ等の費用です。之も大人が食べた分は除外して下さい。

身の廻り品代 調査票例記の外、徽章、櫛、髮飾、リニツクサツク代等がはります。

玩具代 おもちゃや愛玩品等一切の外、各種運動具代も含みます。

教育費 月謝、保護者會費、教科書、誌雜、繪本、各種學用品代、其の代學校に納むる費用です。

旅行積立金等は之には入りませんが、學校貯金や肝油代、學校給食費等は之を除きます。

保健費 散髪料、入浴料や學校で給する肝油、滋養劑等の費用をも含みます。

醫療費 病氣の場合の醫藥代、治療費、看護婦料、其他豫防注射費等を指します。

其他 通學に要する費用、學校以外で繪や書、茶、花等の稽古をする場合の費用を書いて下さい。

(四) 生活規模

記入して下さい。生活規模を書いて頂いて、之と育児費との關係を知るに便します。

平均月收 月給、各廳の手當(居殘、宿直、家族手當等)及財産收入等を過去一箇年總計して、一箇月分の平均を出して下さい。妻に収入のある場合は之を加へて下さい。

室數及疊數 現在住んでゐる家屋(母家)の部屋數と、疊數を書いて下さい。間借やアパート住の場合には其の使用室數と疊數だけで結構です。

衣料切符消費料 昨年二月支給以來支給された總點數と其の内本年九月末迄の一箇年八ヶ月間に消費した點數を、普通切符と制限切符とに分けて記入して下さい。

地方行政協議會令の公布

地方行政協議會令は、昭和十八年七月一日付官報を以て左の如く公布せられた。

地方行政協議會令

(昭和十八年六月三十日
勅令第五百四十八號)

第一條 地方ニ於ケル各般ノ行政ノ綜合連絡調整ヲ圖ル爲北海地方、東北地方、關東地方、東海地方、北

陸地方、近畿地方、中國地方、四國地方及九州地方
ニ地方行政協議會ヲ置ク

前項ノ地方區分並ニ協議會ノ名稱及之ヲ附置スベキ
都廳府縣左ノ如シ

地方	區	分	名	稱	附置ノ都廳府縣
北海道	樺太	北海道	北海道	協議會	北海道廳
東北地方	青森縣、岩手縣、宮城縣	秋田縣	東北地方	協議會	宮城縣
關東地方	茨城縣、栃木縣、群馬縣、埼玉縣、千葉縣、東京縣、神奈川縣	山梨縣	關東地方	協議會	東京都
東海地方	岐阜縣、靜岡縣、愛知縣	三重縣	東海地方	協議會	愛知縣
北陸地方	新潟縣、富山縣、石川縣	福井縣	北陸地方	協議會	新潟縣
近畿地方	滋賀縣、京都府、大阪府、兵庫縣	和歌山縣	近畿地方	協議會	大阪府
中國地方	鳥取縣、島根縣、岡山縣	廣島縣	中國地方	協議會	廣島縣
四國地方	德島縣、香川縣、愛媛縣	高知縣	四國地方	協議會	愛媛縣
九州地方	福岡縣、佐賀縣、長崎縣、熊本縣、鹿兒島縣、沖繩縣	九州地方	九州地方	協議會	福岡縣

第二條 協議會ハ會長一人及委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

第六條 委員事故アルトキハ會長ノ承認ヲ受ケ部下ノ官吏ヲ其ノ代理者トシテ會議ニ參與セシムルコトヲ得

第三條 會長ハ協議會ヲ附置セラレタル都廳府縣(以下當該都廳府縣ト稱ス)ノ長官ヲ以テ之ニ充ツ

第七條 會長ハ內閣總理大臣ノ監督ノ下ニ於テ會務ヲ總理ス

第四條 委員ハ左ニ掲グル者ヲ以テ之ニ充ツ

一 當該地方ニ於ケル廳府縣長官

第八條 會長ハ協議會ノ事務ニ關シ必要アルトキハ關係官衙ニ對シ資料ノ提出、説明其ノ他ノ共助ヲ求ムルコトヲ得

二 當該地方ニ付管轄權ヲ有スル財務局長、稅關長、地方專賣局長、營林局長、鑛山監督局長、地方燃料局長、遞信局長、海務局長及鐵道局長

第九條 協議會ニ主幹ヲ置ク當該都廳府縣ニ配置セラレタル地方參事官ヲ以テ之ニ充ツ

三 當該地方ニ關係アル工務官事務所長、勞務官事務所長其ノ他ノ官衙ノ長ニシテ內閣總理大臣ノ指定スルモノ

第十條 會長ハ須要ニ應ジ第四條ニ規定スル關係官衙ノ高等官ニ幹事ヲ委嘱シ會長及主幹ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理セシムルコトヲ得

第五條 會長ハ事業ノ性質ニ應ジ委員ノ一部ヲ以テ會議ヲ開クコトヲ得

第十一條 協議會ノ庶務ハ當該都廳府縣之ヲ掌リ長官官房又ハ知事官房ノ主管トス

第五條 會長ハ事業ノ性質ニ應ジ委員ノ一部ヲ以テ會議ヲ開クコトヲ得

第十二條 協議會ニ關スル事務ニ從事セシムル爲當該都廳府縣ニ臨時ニ屬專任二人ヲ増置ス

地方行政協議會規程の制定

地方行政協議會規程は、昭和十八年七月三日付官報を以て左の如く制定せられた。

地方行政協議會規程 (昭和十八年七月一日)

第一條 地方行政協議會ノ會議ノ日時及場所ハ會長ノ命ヲ承ケ主幹ヨリ之ヲ通知スルモノトス

第二條 協議會ハ其ノ運営上適當ト認ムルトキハ定例會議日ヲ設クルコトヲ得

第三條 地方行政協議會令第五條ノ場合ニ於ケル關係委員ノ範圍ハ會議ノ都度會長之ヲ定ム

第四條 協議會ノ議案ハ會長ノ指揮ヲ承ケ主幹及幹事ニ於テ之ヲ作成スルモノトス

委員ニ於テ協議ヲ求メントスル事項アルトキハ豫メ案ヲ具シ文書ヲ以テ之ヲ會長ニ提出スベキモノトス

第五條 委員ハ努メテ會議ニ出席スベキモノトシ地方行政協議會令第六條ノ規定ニ依リ代理者ヲシテ會議ニ參與セシムルハ已ムヲ得ザル事由アル場合ニ限ル